	－　飼料用のもの																						
040221.216	－－　学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040221.217	－－　その他のもの	1kg につき 425 円	R10	S	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10	R10
	(2)　その他のもの																						
040221.221	〔1〕　独立行政法人農畜産業振興機構が加工原料乳生産者補給金等暫定措置法（昭和 40 年法律第 112 号）第 13 条第 1 項に規定する数量の範囲内で輸入するもの及び同条第 2 項に規定する農林水産大臣の承認を受けて輸入するもの		Xq1																				
	〔2〕　その他のもの																						
040221.222	－　学校等給食用以外の脱脂粉乳に係る共通の限度数量以内のもの		Xq1																				
040221.229	－　その他のもの		X	S																			
0402.29	その他のもの																						
	1 脂肪分が全重量の 5%を超えるもの																						
	(1)　脂肪分が全重量の 30%以下のもの																						